

「被扶養者」から「共済組合員」になれる皆様へ

◆ これまで、郵便局等にお勤めの方の「被扶養者」であった方で、新たにご自身が郵便局等に就職され「共済組合員」になれる皆様におかれましては、お手続きにお気を付けください。

1 娘が4月から、自分と同じ郵政グループで働くようになるとは、感慨深いなあ！

おとーさん

〇〇郵便局勤務 A田B屋さん

2 今は、C子は自分の被扶養者になっているけど、採用日以降は、C子自身が組合員本人になるんだな。
被扶養者の資格は、共済組合で自動的に取消してくれるよね。

3 お子様は組合員本人になられても、被扶養者としての資格は自動的に取り消されません！
採用日以降速やかに、「被扶養者の認定取消手続」を行ってください！

え？だれ？

認定取消手続については、共済組合HPをご覧くださいか、お問い合わせください！

ご丁寧にどうも ゆうぞう

4

△△郵便局採用 A田C子さん

4月から、時給制契約社員として、父と同じように郵便局で仕事をします！

1

2 今は父の被扶養者だけど、採用日以降に私の「組合員証」が発行されるはず。
…保険証は2枚もいらから、「被扶養者証」は捨てていいのかな？

3 被扶養者証はご自身で廃棄せず、扶養者であるお父様にお返しください！
被扶養者証は、採用日以降速やかに共済組合に返納していただくよう、お父様にお願いしてください！

えっ、そうなんですか？

4 それから！
被扶養者の資格も自動的に取り消されないで、お父様に「私の被扶養者資格の取消手続を忘れないでね！」とお伝えください！

あ、はい、わかりました

- ◆ 採用日以降は、被扶養者であったときの保険証である「被扶養者証」はご使用になれません。デザインは同じですが、組合員ご本人様としての「共済組合員証」をご使用いただき、「被扶養者証」は被扶養者の認定取消手続とあわせて、共済組合にご返納ください。
- ◆ 採用から共済組合員証が発行されるまで、しばらく日数がかかることがありますが、その間も「被扶養者証」は使用できません。必要に応じて、「資格証明書」の発行申請を行ってください。

【被扶養者担当・標準報酬担当】

